

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定により、宮古島第三宿舎（仮称）整備事業に係る契約金額の変更を下記のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 11 日

海上保安庁次長 石井 昌平

事業名	宮古島第三宿舎（仮称）整備事業
事業場所	沖縄県宮古島市平良字下里
業種種別	設計業務、監理業務、建築一式工事、維持管理業務
事業概要	建設事業（設計・監理業務、建設工事）、維持管理業務
契約の相手方 及び住所	宮古宿舎 PFI 株式会社 沖縄県名護市港二丁目 6 番 5 号
法人番号	3600-01-026979
契約変更年月日	令和 2 年 10 月 23 日
契約金額	2,257,104,844 円（税込）
変更金額	18,901,110 円（税込）
変更後の契約金額	2,238,203,734 円（税込）
変更契約理由	金利改定に伴う変更